

確認対象施設の利用定員一覧

区が教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)及び地域型保育事業の運営事業者等に給付費(委託費)の支給を行うための確認を行うにあたり、これらの施設・事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見を聴くことが規定されています。(子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項)

令和元年10月開設予定の保育施設における利用定員は次のとおりとなります。

【特定教育・保育施設一覧】

施設の状況			設置者名称	認可・認定定員数	当該確認に係る事業開始予定年月日	利用定員							
施設名	施設種別	所在地				1号認定子ども	2号認定子ども			3号認定子ども		計	
							3歳	4歳	5歳	満1歳未満	満1歳以上		
			—	—	—	—	1歳	2歳					
さくらさくみらい 東日本橋	保育所	東日本橋3-10-20外(地番)	(株)さくらさくみらい	47 (58)	令和元年 10月1日	0	11	6 (11)	5 (11)	5	10	10	47 (58)
あい・あい保育園 日本橋浜町園	保育所	日本橋浜町1-9-12 日本橋プラヤビル2階	(株)グローバルリッチ	50	令和元年 10月1日	0	10	10	10	4	8	8	50
計				97 (108)		0	21	16 (21)	15 (21)	9	18	18	97 (108)

※()内は最終定員

※ 子ども・子育て支援法

第31条第2項……市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項(市町村等における審議会の機関)の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

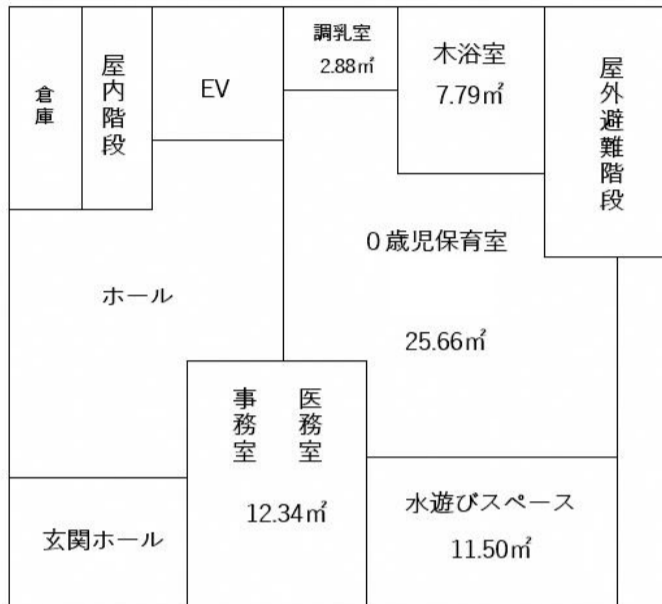
第43条第3項……市町村長は、第一項の規定のより特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

レイアウト図

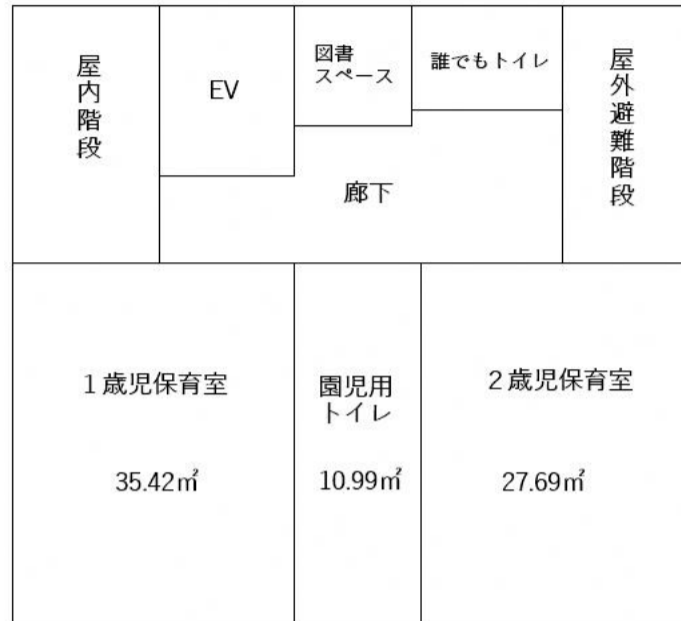
さくらさくみらい 東日本橋

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
5名	10名	10名	11名	6名	5名	47名

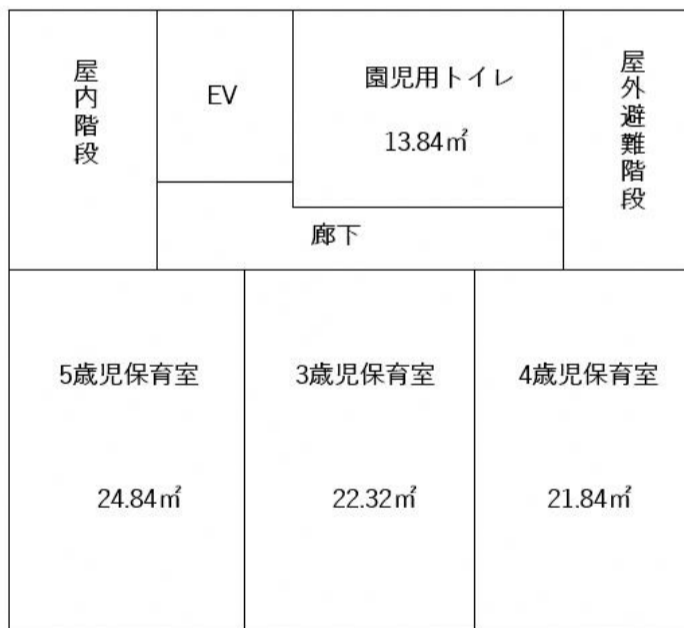
1階



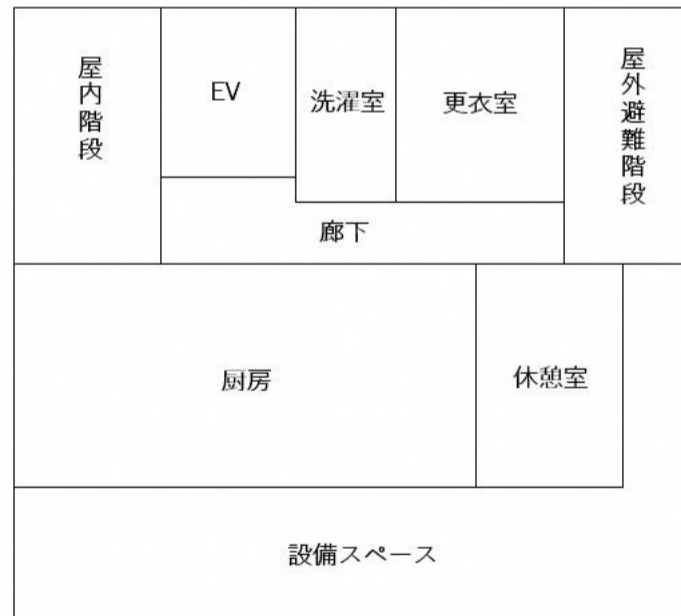
2階

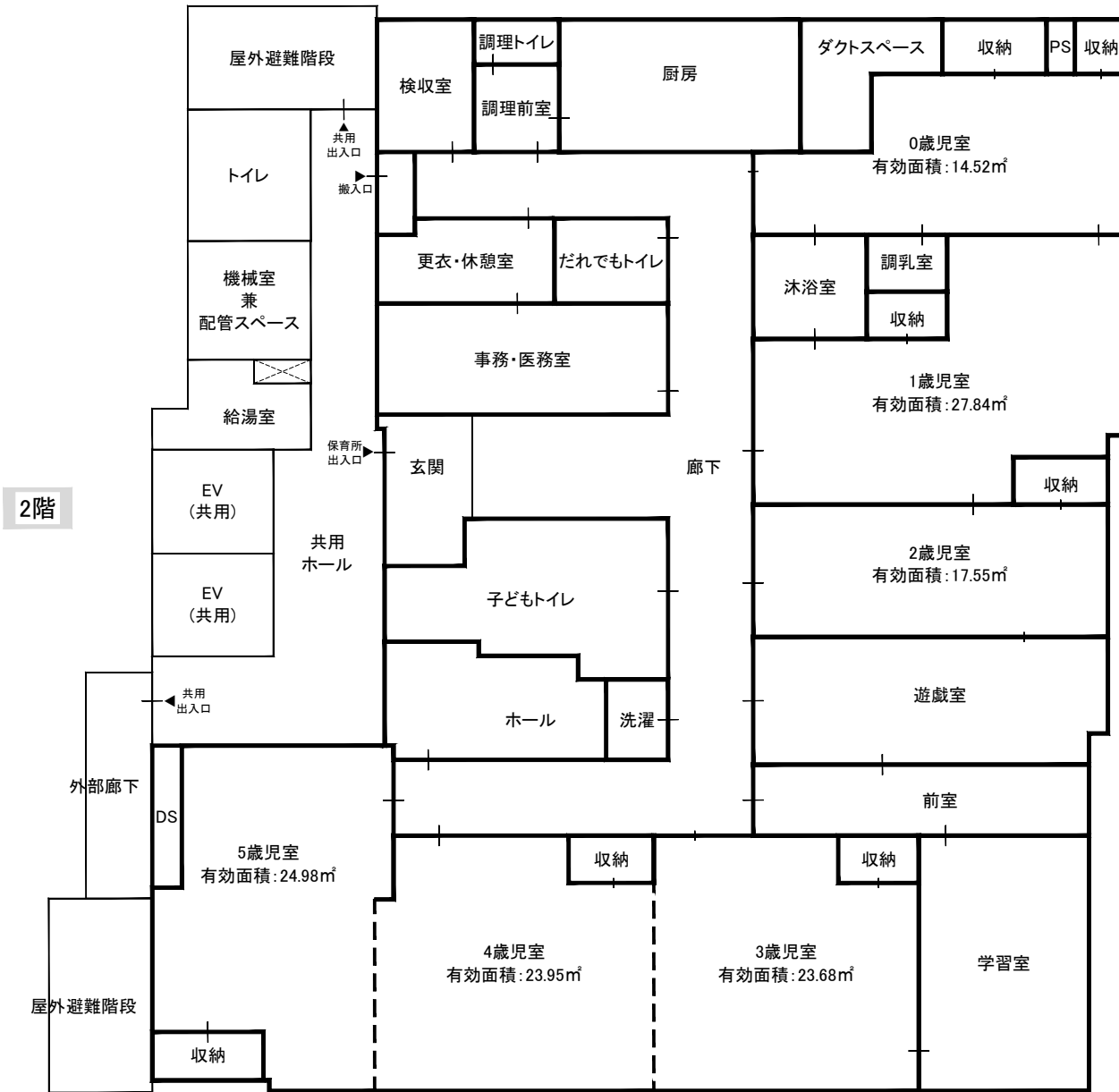


3階



4階





内訳	定員
0歳児	4名
1歳児	8名
2歳児	8名
3歳児	10名
4歳児	10名
5歳児	10名
合計	50名